

## 客引き行為等防止巡回パトロールについて

### 1 概要

本市中心部では、居酒屋、カラオケ、キャバクラ及びガールズバー等様々な業種の者が客引き行為を行うことが常態化している。こうした者の数を減らし、市民や観光客といった来街者が安心して中心部を訪れることができるようするため、業務委託により客引き行為等防止巡回パトロールを実施する。

### 2 委託期間

令和8年6月1日（予定）から令和11年3月31日まで

### 3 委託予定業務

仙台市客引き行為等の禁止に関する条例で規定する客引き行為等禁止区域に、巡回パトロールを実施する巡回員を12名配置し、以下の業務を実施する。業務時間は、火曜～土曜の午後4時から午後11時までとする。

- (1) 客引き行為者等に対する口頭指導・声がけ
- (2) 迷惑行為を行う者に対する声がけ
- (3) 条例の周知及び啓発
- (4) 客引き実態調査業務
- (5) 地域団体や警察と合同での啓発活動等の実施

